

2022年2月18日

島根県医療政策課 御中

全日本医学生自治会連合
第38期中央執行委員会

島根大学医学部地域枠に関する公開質問状

全日本医学生自治会連合（医学連）は、島根大学を含む26大学の医学部自治会が加盟する組織で、医学生の権利並びに日本の医療を守るための活動を行っています。特に、地域枠に関しては全国的な課題として認識し、アンケート調査や省庁交渉を行ってまいりました。

本状は、島根県の地域枠学生及びその関係者から情報提供いただいた内容に基づき質問するものです。同じ質問状を島根県と島根大学の双方に送付し、回答をお願いしています。質問の目的は、島根大学医学部の地域枠制度に関して島根大学の学生やその関係者、そして私たち医学連が考える疑問点を明らかにするとともに、島根県から精確かつ真摯なご回答をいただき、地域枠が学生・医師の権利に十分配慮され、島根県で地域医療に貢献したいという学生の意欲をより向上させるものとなるよう議論を深めることです。島根大学の地域枠の運用方法について、学生やその関係者から不安の声が寄せられています。さらに、これは島根県のみならず全国の学生・受験生・卒業生に影響を与えられことから、本状は医学連の活動として提出させていただいております。そのため、本状に関して島根大学の学生会並びに学生個人に責任を追及することのないよう、お願い申し上げます。また、質問及び回答の内容はメディアやホームページを通じて公表させていただくことがありますので、ご了承ください。

恐れ入りますが、本状に対する回答は3月4日(金)までに下記の宛先に（可能であればメールで）いただけますよう、よろしく願いいたします。

全日本医学生自治会連合

〒113-0034

東京都文京区湯島 2-7-8 東京労音お茶の水センター1F

電話・FAX:03-3830-0808

メール:igakuren@gmail.com

連絡担当者：委員長 有馬 大樹

電話：070-1413-0840

〈質問項目〉

(以下、「地域枠」とは島根大学医学部医学科の地域枠学校推薦型選抜、緊急医師確保対策枠学校推薦型選抜、県内定着枠のすべてを指します)

1 島根大学医学部の地域枠の制度について

(1)令和4年度の学生募集要項には、出願資格の欄に、「⑤卒業後は、島根大学医学部附属病院を含む島根県内の病院の臨床研修プログラムにより初期研修及び専門研修を受けることを確約できる者」「⑥卒業後は、医師国家試験に合格した日の属する月の翌月の初日から12年を経過する日までの間に、⑤の期間を含めて9年間キャリア形成プログラムで規定する指定医療機関(うち4年以上は特定地域医療機関)で医師の業務に従事することを確約できる者」と記載してあります。

上記出願資格に基づいて入学し、その後医師になった者が県の奨学金を全額返還した場合、従事要件にどのような変更がありますか。大学在学中に全額返還した場合と卒業後に全額返還した場合とで異なる点があればそれも明らかにしてお答えください。

(2)平成31年度以前の学生募集要項には、(1)に記載のある⑤と⑥の2つの要件は「出願資格」の欄と「奨学金制度について」の欄に別々に記載されています。このような記載の違いによって、(1)でお答えいただいた奨学金返還と従事要件との関係に生じる相違点をお答えください。

(3)島根大学医学部の地域枠制度において、これまでに離脱した学生や県外で初期・後期研修を受けた学生はいますか。離脱した学生がいる場合には、奨学金の返還や大学及び県との合意の有無について回答できる範囲でお答えください。

(4)勤務年数ではなく、初期・後期研修を県内で行うことを大学の出願資格として義務付けている理由はなぜですか。また、地域枠の確約書に記載されている「地域医療に貢献する」という文言は具体的にどのようなキャリアプランを想定していますか。

(5)地域枠制度に関して、学生や現役医師の意見を尊重し取り入れるための方策は検討していますか。また、地域枠学生と大学及び県との間を取り持つ第三者機関は存在していますか。

(6)島根大学医学部の地域枠制度において、結婚や介護のようなライフイベントに対して、キャリアプランの新たな選択肢や義務年限などの制度の変更、契約の打ち切りなどはできる

と考えていますか。

(7)入学後に、入学時に提示した契約内容が変更されることはありますか。万一変更がある場合には、説明会を開くなどして十分な説明を行った上で個別に同意を得たり、柔軟な選択肢を提案したりしていますか。

仮に個別の同意を得ていない場合に、契約内容を一方的に変更することが有効であると考えていますか。

(8)島根大学医学部のキャリア形成プログラムでは、形成外科プログラムに進む場合、島根県内に形成外科プログラムがないため連携施設の長崎大学病院でプログラムを受けることが出来る、という説明がされていたようです。しかし、昨年8月に「平成27年度以降の入学者は県内プログラムで研修を行う必要があるためこのプログラムは選択できない」、という但し書き（診療科の制限）が加わっています。当初学生にしていた説明とは異なる変更がなされていますが、なぜですか。医学連が2020年12月に行った省庁交渉では、厚生労働省から『入学時に結んだ契約から変わる場合には、当然、都道府県や大学が説明して本人の同意を得る必要がある』という説明がありましたが、この件について在学生や卒業生向けに改めて説明をし、同意を得た上で行っていますか。

(9)島根大学の地域枠制度において、取得できない専門医はありますか。専門医を取得できない診療科とその理由をお答えください。

(10)地域枠制度以外で、島根県の医師数を増やす方策は具体的にどのようなものを行っていますか。

2 受験生もしくは地域枠で入学した学生、卒後医師への具体的なサポートについて

(1)地域枠の受験を考えている受験生へ、具体的にどのような説明機会を持っていますか。また、県外の学生に向けても県内学生と同等の説明の場を持っていますか。

(2)説明会の中では、島根大学の地域枠制度には様々な枠がある、ということについて理解しやすい説明をどのように行っていますか。また、(上記1)(9)で取得できない専門医があると回答した場合には)取得できない専門医があることや、義務年限が将来のキャリア設計においてリスクや制約となりうることを具体的にどのように説明していますか。

(3) 1の(1)(2)に関連して、令和 4 年度の学生募集要項の出願資格の欄に従事要件の記載がありますが、県の医学生地域医療奨学金が返還免除になる要件と微妙に異なっており、理解しづらい部分の一つです。県と大学が各々で地域枠の説明会を行う際には、どのように連携し整合性をとっていますか。

(4)地域枠学生が、キャリアプランなどを相談してきた際には、日程調整や話し合いの時間も含め学生のことを尊重して相談に乗っていますか。また、メンタルケアなど心のサポートは具体的にどのように行っていますか。